

23東児福第29号
平成23年8月31日

東京都知事 石原慎太郎 殿

東京都児童福祉審議会
専門部会（児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて）
部会長 松原康雄

緊 急 提 言

児童虐待防止法の施行から10年が経過したが、この間、児童虐待の相談件数は右肩あがりの増加を続けてきた。特に昨年は全国的に死亡に至る重篤な事例が相次ぎ、児童虐待への社会的関心が一気に高まった。東京都においても平成22年度の相談対応件数が21年度の3,339件から4,450件へ、一時保護の件数が596件から682件へと大幅に増加している。

相談内容を見ても、一時保護など親子分離にともなう保護者との対立、重篤な虐待など事件化が憂慮されるケース、特に慎重な対応を要する保健医療機関からの通告、医療的なケアの必要な児童への支援など、援助が困難なケースが増加している。

東京都はこれまでも、児童福祉司、児童心理司の増員や児童福祉相談専門課長の設置、区市町村の子供家庭支援センターの充実・強化など先進的な取組を講じてきたが、児童虐待の状況が質量ともにさらに深刻化する中、今よりも一歩も二歩も進んだ対策が必要である。

当部会では、こうした状況を踏まえ、1年間をかけて専門的見地から様々に議論を深め、英知を尽くして実効性のある方策をまとめていく予定であるが、早急に必要な対策については、速やかに具体策を示していくことも重要であり、虐待対応の中核を担う児童相談所の機能の強化、体制の充実について、以下のような対策を緊急に講じるよう提言する。

記

- 1 児童相談所が迅速かつ的確に虐待対応を行えるよう、相談援助業務の中心を担う児童福祉司、児童心理司のさらなる増員を図ること
- 2 児童相談所と医療機関や保健機関との連携を強化するため、医療、保健分野の専門性を有し、関係機関とのコーディネート役を担う人材を児童相談所に確保すること
- 3 虐待ケースへの初期対応において、対立している保護者等への対応とともに警察等との連携を強化するための人材を児童相談所に確保すること